

1 当行の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などを通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

国内経済 ▶ 当期のわが国経済をかえりみますと、各種政策の効果による雇用・所得環境の改善などを背景として、景気は緩やかに回復しました。ただし、中東情勢の影響に加え、金融資本市場の変動や米国の通商政策の動向などが懸念されており、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

県内経済 ▶ 県内経済につきましては、物価上昇や人手不足の影響を受けつつも、観光・飲食などのサービス業を中心に回復が続いたほか、製造業の生産は増加傾向にあるなど、緩やかな持ち直しが継続しました。また、今後も交通インフラ整備などの増加を背景とした建設需要などにより、県内経済は底堅く推移していくことが見込まれます。

金融情勢 ▶ 金融情勢をみますと、日本銀行による政策金利の引き上げの影響により、無担保コール翌日物金利は0.40%台後半から期末には0.72%を超える水準まで上昇したほか、長期国債の流通利回りは1.50%前後から期末には2.30%を超える水準まで上昇しました。また、日経平均株価は36,000円程度から、一時、過去最高値を更新する58,000円台後半まで上昇し、期末にかけては51,000円程度で推移しました。

③ 事業の経過及び成果

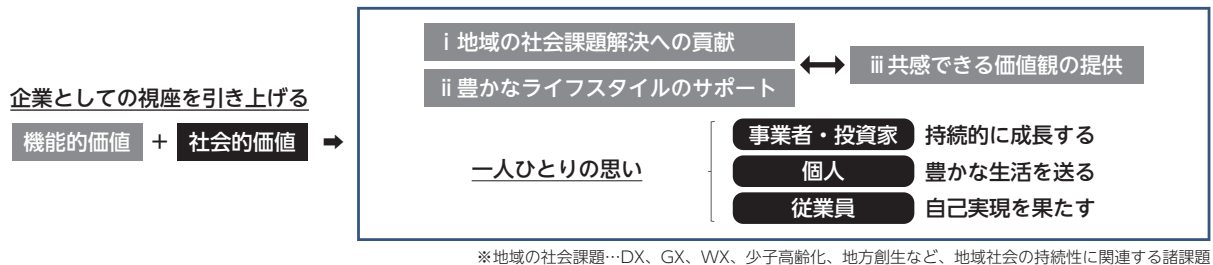
パーパス・ビジョン

当行グループは、パーパス（存在意義）「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」及びビジョン（目指す姿）「地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ」の実現を目指し、金融サービスなどの機能的価値に加え、「地域の社会課題解決への貢献」「豊かなライフスタイルのサポート」「共感できる価値観の提供」といった社会的価値を創出するため、グループ一丸となって取り組んでいます。

パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。
変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。



ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

【エンゲージメントバンクグループ】

お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供を通じ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

中期経営計画

パーパス・ビジョンの実現に向けて、2023年4月から2026年3月までの3年間を計画期間とする第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」では、「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を取組指針とし、3つの基本方針として、「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」を掲げています。また、それを支える5つの価値創出の基盤として、「DX」「GX」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」の強化・拡充に取り組みました。

目標とする財務指標としては、「連結ROE（株主資本ベース）7%台前半」「親会社株主に帰属する当期純利益750億円」「連結業務純益1,200億円」「連結Tier1比率10.5%～11.5%」「連結OHR45%程度」の5つを設定し、各種施策に取り組んだ結果、掲げた目標を概ね達成したほか、連結ROE（株主資本ベース）は8%台半ば、親会社株主に帰属する当期純利益は940億円と、目標を大きく上回る水準に到達することができました。

名称

第15次中期経営計画 エンゲージメントバンクグループ ～ フェーズ1 ～
(計画期間：2023年4月 ～ 2026年3月)

取組指針：お客さま中心のビジネスモデルの進化

■ 地域への社会的価値の提供を通じた「サステナビリティ経営」の実践

取組方針

基本方針Ⅰ：最高の顧客体験の創造

さまざまなデータを活用し、パーソナライズした提案を行う。
リアル・リモート・デジタルの最適なチャネルを提供する。

基本方針Ⅱ：既存事業の質の向上

お客さまの課題を解決するため、
ソリューションの質をより一層高める。

基本方針Ⅲ：新たな価値の提供

新たな事業領域への参入により、
お客さまにこれまでになかった価値を提供する。

基盤

■ 「価値創出の基盤」を拡充

基盤Ⅰ

DX

基盤Ⅱ

GX

基盤Ⅲ

アライアンス

基盤Ⅳ

人的資本

基盤Ⅴ

グループ・ガバナンス

目標とする
財務指標

連結ROE

7%台前半

親会社株主に帰属する当期純利益

750億円

連結業務純益

1,200億円

連結普通株式等Tier 1 比率[※]

10.5%～11.5%

連結OHR

45%程度

※バーゼルⅢ最終化完全実施ベース
(有価証券評価差額金除き)

◇基本方針Ⅰ「最高の顧客体験の創造」

「最高の顧客体験の創造」に向け、お客さま一人ひとりに最適なタイミングで最適な情報やご提案をお届けするための「One to Oneマーケティング」を実践し、お客さまの潜在的なニーズに働きかける取組みを加速させました。また、昨年3月に新たな分析・マーケティング基盤を構築し、預金口座情報等に加え、アプリやメールを通じたお客さまの行動データなどを一元的に集約するプラットフォームを活用することにより、マーケティング戦略を一層高度化しました。さらに、リアル・リモート・デジタルの各チャネルの整備を進め、顧客体験のさらなる向上に努めました。

(リアルチャネル)

千葉県では、「地域のリーディングバンク」として、店舗ネットワークの強化に加え、地域毎の特性を踏まえた最適な営業体制の構築を進めました。昨年5月には、高い省エネルギー性能を備え、個室型ブースの設置などにより多様な相談ニーズに対応可能な仕様とした「関宿支店」を新築移転しました。また、成長エリアと位置づける県外では、積極的な出店や人員増強を進めるとともに、「赤坂法人営業所」の設置に向けた準備を進めるなど、「スーパーリージョナル」としてのプレゼンス向上に取り組みました。

(リモートチャネル)

お客さまの非対面取引に関するニーズの高まりにお応えするため、相続手続きを起点としたリモートコンサルティング機能の強化を図るなど、リアルチャネルに遜色ないサービス品質とデジタルチャネルの高い利便性を兼ね備えた最適なタッチポイントの構築に努めました。さらに、諸施策にスピード感をもって取り組んでいくための専門部署として、「リモート戦略部」の設置に向けた準備を進めました。

(デジタルチャネル)

お取引の起点となる「ちばぎんアプリ」では、お客さまのさまざまなニーズにお応えすることにより、累計口座登録数は146万口座に到達しました。また、顧客体験のさらなる向上を図るため、お客さま一人ひとりに合わせた将来設計や家計管理をサポートする「ライフプランシミュレーション」や「家族口座照会機能」に加え、ペーパーレス化を通じて環境負荷の低減に貢献する「デジタル通帳への切替機能」などの多彩な機能を追加しました。

事業者と当行をつなぐあらゆるサービスのハブを目指す「ちばぎんビジネスポータル」では、基本機能の拡充に加え、「届出事項変更申請機能」を新たに追加するなど、お客さまの利便性向上に取り組みました。

◇基本方針Ⅱ「既存事業の質の向上」

個人のお客さまの価値観・行動様式が多様化するとともに、法人のお客さまが抱える経営課題が一段と複雑化するなか、既存事業の深掘りによるソリューションの質の向上に努めました。また、個人・法人ビジネスそれぞれの領域において、頭取を委員長とした「最高の顧客体験創造委員会」を新設し、お客さまを起点としたビジネスモデルのさらなる高度化を図りました。

(個人ビジネス)

個人のお客さまに対しては、「個人総合コンサルタント」として、組織横断的な議論を深めながら、多様なニーズやライフイベントに応じた最適なサービス提供に努めたほか、さまざまなデータの分析を通じて、お客さま一人ひとりの解像度を高めることにより、パーソナライズした提案に注力しました。また、アプリを経由したお取引の拡大による利便性向上や口座の活性化などを通じて、継続的なお取引につながる預金獲得に向けた取組みを強化しました。

(法人ビジネス)

法人のお客さまに対しては、「経営の補佐役」として、あらゆる領域でお客さまから信頼される存在を目指し、一社一社に寄り添いながら、金利環境の変化を捉えた円滑な資金対応や本業支援に努めました。また、DX・GX・人手不足や事業承継などのさまざまな経営課題の解決や生産性向上に貢献するため、各種コンサルティングの高度化を進めました。さらに、長期的視点からお客さまへの価値提供を最大化するための体制構築に向け、「法人アドバイザリー部」の設置に向けた準備を進めました。

(地方創生)

今年3月には、当行が本店を置く千葉みなとエリアの活性化を目的として、周辺自治体や事業者等と連携し、スポーツ観戦などのイベント開催を通じて新たな賑わい創出を目指す特別企画「ちばのみんなとスポーツフェスティバル」を開催しました。また、地域経済の発展や地域課題の解決に一層貢献するため、昨年11月には、当行を含む地域金融機関が、松戸市及び君津市とそれぞれ包括連携協定を締結しました。このほか、周辺地域のさらなる活性化を後押しするため、千葉市がスポーツ・文化・交流の拠点として所有・運営する千葉ポートアリーナの命名権を取得し、愛称を「ちばぎんアリーナ」とすることを決定しました。

◇基本方針Ⅲ「新たな価値の提供」

将来を見据え、既存の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。また、昨年7月には、新事業のさらなる強化を目的として、経営企画部内に「新事業戦略室」を新設しました。

(個人向けサービス：ちばぎん商店)

地域商社として千葉の新たな価値の創出を目指すちばぎん商店株式会社では、ECサイトの運営やクラウドファンディング事業の拡大を図りました。また、住宅購入を検討するお客さまに対し、住まい選びからサポートする住宅関連サービス「ちばぎん住まいコンシェルジュ」では、地域の不動産関連業者との連携を進めるなど、本格展開に向けた体制整備を進めました。

(法人向けサービス：広告、不動産ファンド、バイアウトファンド、アカデミアファンド)

地域の事業者と消費者をつなぎ、地域経済の活性化を後押しする広告事業では、大型サイネージの設置などにより、広告媒体業のさらなる拡充を図ったほか、広告コンサルティング業では、WEBサイトの構築支援などを通じて、お客さまのマーケティング課題の解決に取り組みました。

高度な不動産関連ニーズに対応する不動産ファンド事業では、お客さまが開発・運用する千葉県内の賃貸住宅を裏付資産とした不動産私募ファンドへの投融資を通じて、付加価値の高いソリューションの提供に努めました。

地域企業の事業承継や成長支援に関する資金ニーズにお応えするバイアウトファンド事業では、ちばエンゲージメント1号ファンドを通じた投資実行やハンズオン支援に注力しました。また、地域のスタートアップ支援によるイノベーション創出を目的として、国立大学法人千葉大学と共同設立した「ちばグロースアカデミアファンド」では、昨年9月に1号案件、今年3月に2号案件に取り組みました。

(地域の課題解決への取組み：ひまわりグリーンエナジー、フレッシュファームちば)

電力事業を展開するひまわりグリーンエナジー株式会社では、当行グループ及び地域のカーボンニュートラル実現に向け、昨年6月には、銚子市において新たな太陽光発電所の運転を開始したほか、今年3月には、フィルム型ペロブスカイト太陽電池を用いた営農型太陽光発電設備の水田における取組みを開始しました。

農業事業を展開する株式会社フレッシュファームちばでは、地域の一次産業の課題解決に貢献するため、露地栽培や水産事業といった新たな事業領域への挑戦に向けた検討を進めました。

◇基盤Ⅰ「DX」

AIをはじめとしたデジタル技術が急速に進展するなか、お客さま向けサービスの機能拡充や行内業務のデジタル化などに一層注力するとともに、地域全体の生産性向上に貢献するため、DX・AIに関するさまざまな取組みを加速させました。

(AI活用)

AIソリューション事業を展開するエッジテクノロジー株式会社との協業により、AIの活用を通じて、「お客さまとのデジタル接点」「当行グループの業務活動」「お客さまの業務活動」の高度化を図り、顧客体験の向上に取り組みました。また、さらなる生産性向上を見据え、営業や人事領域などにおけるAIモデルの開発を進めました。

(DX人材)

「AIネイティブカンパニー」を目指し、すべての職員のAIリテラシーを一段と高めるため、教育プログラムの充実などにより研修体系を整備したほか、行内外への「DXトレーニー」派遣による専門スキルの習得を進めるなど、DX人材の育成を強化しました。

(業務改革)

業務インフラの抜本的な改善を図るため、「Microsoft365」を導入したほか、AIを活用した業務プロセスの見直しを通じて、業務量の削減を積極的に推進しました。さらに、AIを人的資本を拡張させる基盤と位置づけ、あらゆる領域における業務改革に向けた検討を進めました。

◇基盤Ⅱ「GX」

2030年度までのカーボンニュートラル達成を目標に掲げ、グループ一体となって、地域における「脱炭素社会の実現」に向けた取組みを進めました。

お客さまの脱炭素経営を包括的にサポートするため、新たに「ちばぎんスマートローン」の取扱いを開始し、商品ラインナップを拡充したほか、2030年度までのサステナブル・ファイナンス実行額目標を従来の2兆円から4兆円へ上方修正し、地域企業のGXに資する取組みを加速させました。また、自治体等とのカーボンニュートラル連携施策にも積極的に取り組み、昨年2月には市川市、4月には柏市が主導する地域新電力会社の設立に参画しました。さらに、今年2月には、再生可能エネルギーの地産地消への貢献を目的として、銚子市等との共同提案を実施し、環境省が選定する「脱炭素先行地域」に採択されました。

◇基盤Ⅲ「アライアンス」

地域のお客さまに質の高い商品・サービスを提供していくため、経営のさらなる効率化や新たな価値の創出に向けて、他行や異業種との連携を進めました。

(TSUBASAアライアンス)

昨年10月に発足10周年を迎えた本アライアンスでは、盤石な経営基盤を有する地域トップバンク10行が参加する広域かつ大規模な連携によるスケールメリットを活かし、さまざまな連携・共同化施策の深化に取り組みました。

昨年11月には、バックオフィス業務の共同化による各行のオペレーションコスト削減や要員不足の解消を目的として、「TSUBASA共同事務センター構想」の検討を開始しました。また、今年1月には、「TSUBASA基幹系システム」のさらなる進化を目指し、次期基幹系システムの構築に着手したほか、新たに株式会社群馬銀行が本システムの共同化に加わることに基本合意しました。さらに、「TSUBASA・じゅうだん会共同研究会」の一環として、昨年12月には、株式会社筑波銀行がTSUBASA参加行が利用する共通基盤の利用やアプリサービスの導入に向けたシステム開発に着手しました。

[TSUBASAアライアンス10周年記念動画]
(URL : <https://youtu.be/WzYPOfn-SFc>)



(千葉・武蔵野アライアンス)

積極的な人材交流を通じたノウハウ共有に加え、顧客相互紹介や協調融資によるトップラインの向上、バックオフィス業務の共通化・共同化によるコスト削減など、さまざまな連携施策に取り組みました。今年3月には、本アライアンスは発足10周年を迎えるとともに、フェーズ3と位置づける新たな5か年計画を策定しました。

[千葉・武蔵野アライアンス10周年記念動画]
(URL : <https://youtu.be/SlYnHNj46hk>)



(千葉・横浜パートナーシップ)

顧客相互紹介や共同セミナーの開催などを通じて、法人・個人のお客さまへのソリューション提供に一層注力したほか、デジタル分野やサステナビリティ分野を含むさまざまな領域における協業を深化させ、両行における経営基盤のさらなる強化に取り組みました。

(ソニー銀行)

昨年4月に、小湊鐵道・いすみ鉄道沿線エリアの活性化に向けて実施した特別企画「房総横断鉄道たすきプロジェクト」では、連携施策の一環として、「車両型3DモデルNFT」の配布に取り組みました。このほか、テクノロジーの活用についての共同研究、新商品・新サービスの創出に向けた連携をさらに深めました。

◇**基盤Ⅳ「人的資本」**

当行グループの持続的な成長を支える「人材」こそが最も重要な経営資本であると捉え、経営戦略と連動した人的資本経営の高度化に取り組みました。経営戦略の実現に向けた最適な人材ポートフォリオを構築するため、組織横断的な議論を通じた「人員配置の高度化」に加え、人材育成の強化に向けた「人的資本投資の拡充」や、職員一人ひとりの働きがいを高めるための諸施策や処遇の見直しを通じた「エンゲージメント向上」に注力しました。

人材育成の強化に向けては、各領域における成長戦略を加速させるための研修・育成体系の整備や、外部への積極的なトレーニー派遣を進めたほか、企業内大学「ちばざんアカデミー」の学習コンテンツをさらに拡充し、職員一人ひとりが目指すキャリアの実現に向けた「キャリアステップ支援」の取組みを強化しました。

エンゲージメント向上に向けては、職員一人ひとりの働きに報いるため、ベースアップを含めた賃上げに加え、優秀な人材確保に向けた初任給の引き上げを3年連続で実施しました。さらに、昨年7月には、持株奨励金制度を大幅に拡充するとともに、60歳以降の継続雇用者や非正規雇用者に対する処遇改善なども実施しました。また、エンゲージメントサーベイや各種アンケート等の実施を通じて、「職員の声」を幅広く吸収し、執務環境の改善に向けた取組みを進めたほか、職員一人ひとりの多様性を受入れ、ダイバーシティ&インクルージョンへの対応を一層強化することにより、すべての職員がモチベーション高く働き続けられる魅力ある職場づくりに努めました。

◇**基盤Ⅴ「グループ・ガバナンス」**

社外取締役4名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要事項を決定するとともに、業務執行を適切に監督しました。また、取締役会の実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き、議論の活性化を図ったほか、中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役会合宿を実施するなど、取締役会運営の高度化に努めました。さらに、役員として求められる役割や行動に対する認識の共有を図り、取締役会全体の実効性を一層高める観点から、グループ経営を担う役員について、自己評価に加え、経営全体を俯瞰する立場や当該役員の業務執行を日常的に把握する立場からのフィードバックを含む多面的な評価を新たに実施しました。

グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置し、グループ統合的な経営管理体制を構築するなか、長期志向で経済的価値と社会的価値の両立を目指す「サステナビリティ経営」をグループ横断的に進めるため、昨年4月には、「グループCSuO（最高サステナビリティ責任者）」を配置しました。また、当行グループのサステナビリティに関する取組みを体系的に整理しつつ、情報開示の一層の充実を図るため、「サステナビリティレポート」を新たに発行しました。このほか、株主の皆さまとのエンゲージメントを一段と深化させていくため、昨年11月には、経営企画部内に「IR室」を新設し、IR活動の強化などを通じて積極的な情報開示に努めました。

関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み

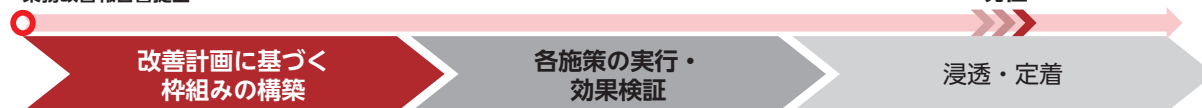
2023年6月23日、当行は、金融商品取引法第51条の2に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。また、ちばざん証券株式会社は、金融商品取引法第51条に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売につき適合性原則に抵触する業務運営の状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。当行及びちばざん証券株式会社は、このような事態に至ったことを重く受け止め、各社における根本的な原因分析に基づき、再発防止策を含む業務改善計画を策定しました。

当該業務改善計画の策定以降、全社をあげて改善・再発防止に向けた取組みを進めた結果、パーパス・ビジョンの浸透を軸とする業務改善計画のすべての施策の実施が完了し、お客さま向け・職員向けアンケートの結果等においても、改善・再発防止に向けた取組みの効果が着実に組織に浸透・定着している状況が見られております。

当行グループは、今後も業務改善の各種取組みを継続するとともに、行政処分（業務改善命令）の対象となった事案の不断の風化防止に努めることにより、役職員一丸となって、お客さまや地域社会から信頼される金融機関グループとなることを目指してまいります。

2023年7月24日
業務改善報告書提出

現在



真因分析	主要な取組み	
業務運営態勢の問題 (インセンティブのメカニズム) ・ 仕組債が業務量対比で評価がなされる体系 ・ 仕組債の販売が選好される一方、仕組債の抱える問題やリスクが過小評価	① パーパス・ビジョン等の浸透・徹底	② 業務運営態勢の構築 ・ 個人部門の収益目標撤廃 ・ F D・活動量重視の評価体系へ ・ 個人の総合コンサルタントの育成
内部管理態勢の問題 ・ 1 線において、①動機、②機会、③正当化の3要素が成立 ・ 2 線・3 線はリスク検知力の問題、検知したリスクへの対応が不十分	経営陣によるメッセージの継続発信 F D方針の浸透 人材育成方針の浸透	③ 内部管理態勢の強化 ・ モニタリング手法の多様化、高度化 ・ お客さまの声の分析高度化（AI導入等） ・ グループ会社のモニタリング態勢・有効性検証
経営管理態勢の問題 ・ グループガバナンスの問題 現状把握、課題の抽出、指示事項の進捗管理に問題 ・ 組織文化の問題 業務運営態勢の問題内部管理態勢の問題に対し、経営陣が適切に対応できない状況	共感・行動に向けた社内の意識改革	④ 経営管理態勢の強化 ・ 取締役会議長を社外取締役に変更 ・ 経営改善室の設置 ・ グループ人事の一体運用

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

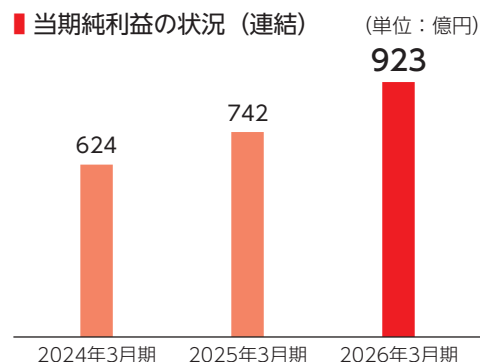
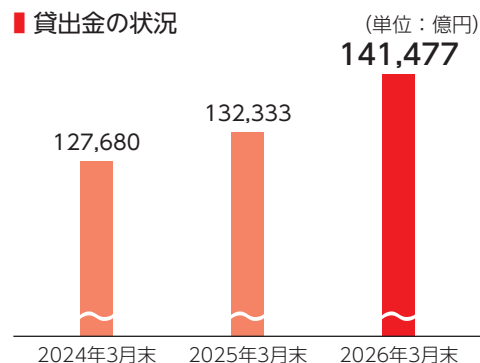
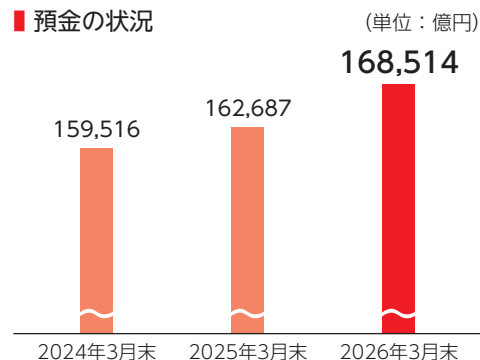
預金等 ▶ 預金につきましては、個人預金が前期末比1,880億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比5,826億円増加し、16兆8,514億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比661億円増加し、4,934億円となりました。

貸出金 ▶ 貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比9,144億円増加し、14兆1,477億円となりました。

特定取引 ▶ 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比66億円増加し、220億円、また特定取引負債は、前期末比99億円増加し、193億円となりました。

有価証券 ▶ 有価証券につきましては、期末残高は前期末比3,081億円増加し、3兆4,701億円となりました。

損益状況 ▶ 損益につきましては、預金及び貸出金の増加などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は1,345億48百万円、当期純利益は923億42百万円となりました。また、連結の経常利益は1,388億15百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は940億63百万円となりました。



店舗 ▶ 店舗につきましては、エリア毎の特性を踏まえた店舗ネットワークの見直しを行い、当期末の営業所数は、本店のほか167支店（うち仮想店舗3か店）、14出張所、5特別出張所の合計187か店、店舗外現金自動設備は52,329箇所（うち自行の店舗外現金自動設備は227か所、セブン銀行との提携による共同ATMは26,641か所、イーネットとの提携による共同ATMは11,445か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは14,016か所）となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所2か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

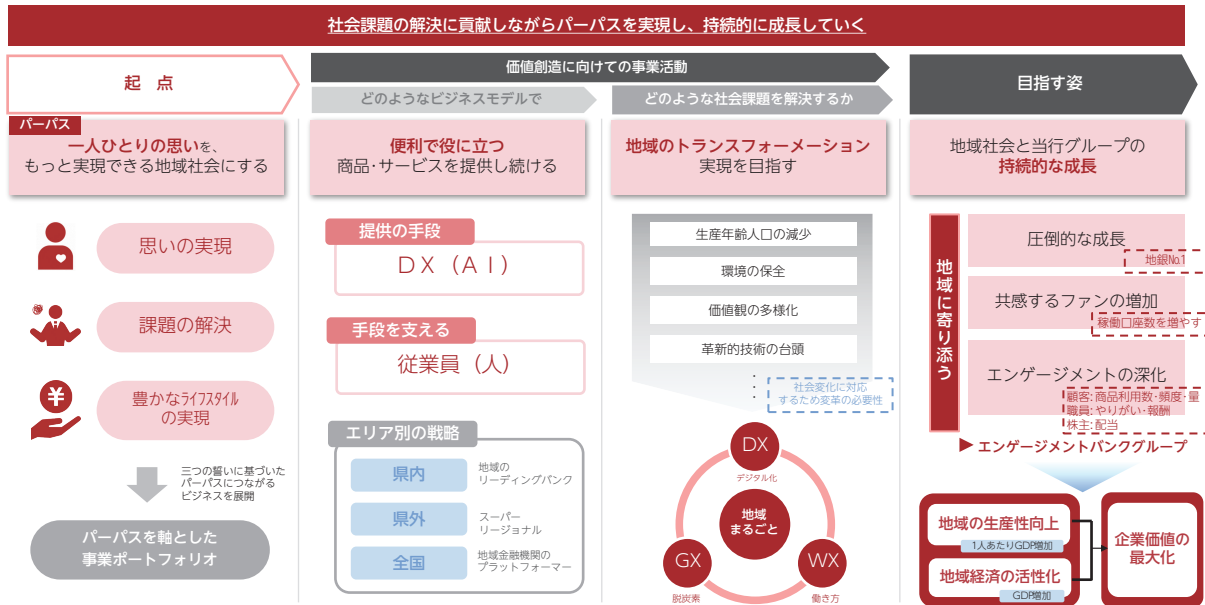
お客さまの価値観や行動様式の変化に加え、物価上昇や人手不足の深刻化、AIをはじめとしたデジタル技術の進展、サステナビリティへの関心の高まりなどにより、社会構造は大きく変化しています。また、金利上昇局面への本格的な転換や異業種の参入などにより、金融分野の競争がさらに激化しているほか、金融犯罪対策やサイバーセキュリティ対策等のレジリエンス強化の重要性が一層高まっており、当行グループを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。こうした環境変化により、お客さまや地域社会が抱えるニーズや解決すべき課題は一段と多様化・複雑化しており、地域金融機関として果たすべき役割は、これまで以上に大きくなっていると認識しています。

価値創造ストーリー

当行グループに求められる社会的使命を着実に果たしていくため、「社会課題の解決に貢献しながらパーパスを実現し、持続的に成長していく」という価値創造ストーリーを描いています。

パーパスをすべての起点とし、「AI」「地域エコシステム」を軸にビジネスモデルの進化を図るとともに、それを支える「人材」を価値創造の源泉として、経営戦略と連動した人的資本経営の高度化を進めることにより、グループ役職員一人ひとりの生産性を最大化していきます。社会課題の解決に向けては、「地域まるごとDX・GX・WX」を中心に据え、デジタル・脱炭素・働き方や承継問題に関する変革を押し進めることにより、地域のトランスフォーメーション実現を目指していきます。

これらの取組みを通じて、地域の生産性向上や地域経済の活性化に一層貢献するとともに、当行グループの企業価値の最大化を図ってまいります。



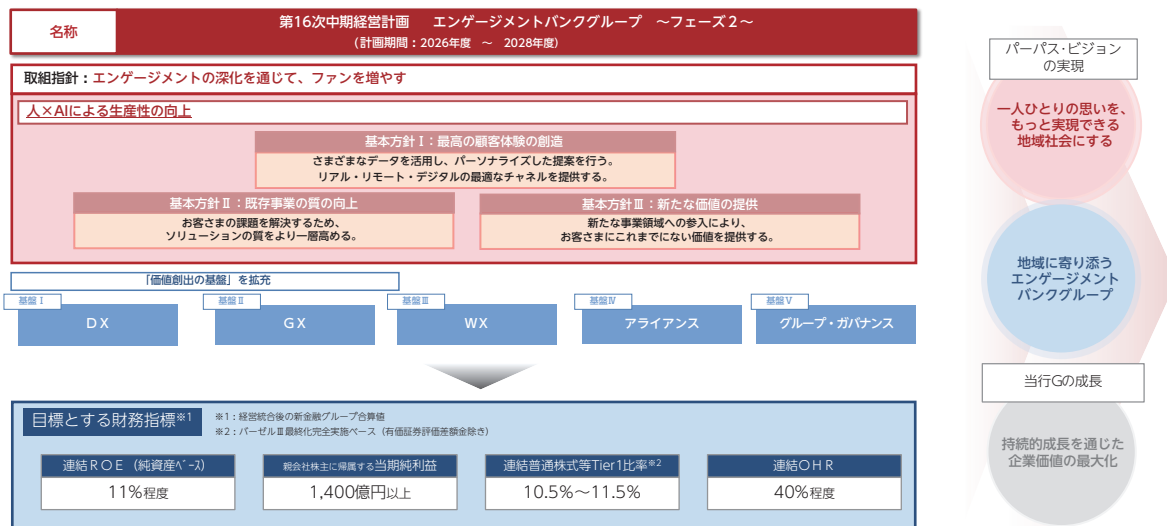
第16次中期経営計画

2026年4月より、2029年3月までの3年間を計画期間とする第16次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ2～」をスタートしました。

新たな中期経営計画では、前中期経営計画で掲げた戦略を一層深化させつつ、「エンゲージメントの深化を通じて、ファンを増やす」を取組指針とし、3つの基本方針として、「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」を掲げています。また、それを支える5つの価値創出の基盤を、「DX」「GX」「WX」「アライアンス」「グループ・ガバナンス」としています。

目標とする財務指標*としては、「連結ROE（純資産ベース）11%程度」「親会社株主に帰属する当期純利益1,400億円以上」「連結Tier1比率10.5%～11.5%」「連結OHR40%程度」の4つを設定し、パーパス・ビジョンの実現とともに、当行グループの持続的成長を通じた企業価値向上を目指してまいります。

※株式会社千葉興業銀行との経営統合後の新金融グループとしての合算値を前提としています。



今後も、お客さま、株主の皆さま、職員など、あらゆるステークホルダーの思いを実現できる未来を切り拓いていくため、全力を尽くしてまいります。


株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行との経営統合に関する最終合意について

当行と株式会社千葉興業銀行（当行と株式会社千葉興業銀行を併せ、以下「両行」といいます。）は、それぞれ2026年12月23日に開催を予定している臨時株主総会の承認及び関係当局の認可等が得られることを前提に、2027年4月1日に共同持株会社「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を設立することを目的として、2026年3月25日に経営統合契約書を締結しました。

本経営統合により目指す姿として、「信頼と尊重の2ブランドによる地域金融力の強化」を掲げ、お客さまや地域社会の持続的な成長に一層貢献するとともに、両行のパーパス実現を目指してまいります。お互いが築き上げてきた価値観やステークホルダーとのリレーションを信頼・尊重しつつ、両行の強みを高め合うことを通じて、あらゆるステークホルダーの皆さまに対する価値提供の最大化に努めてまいります。

パーパス（存在意義）

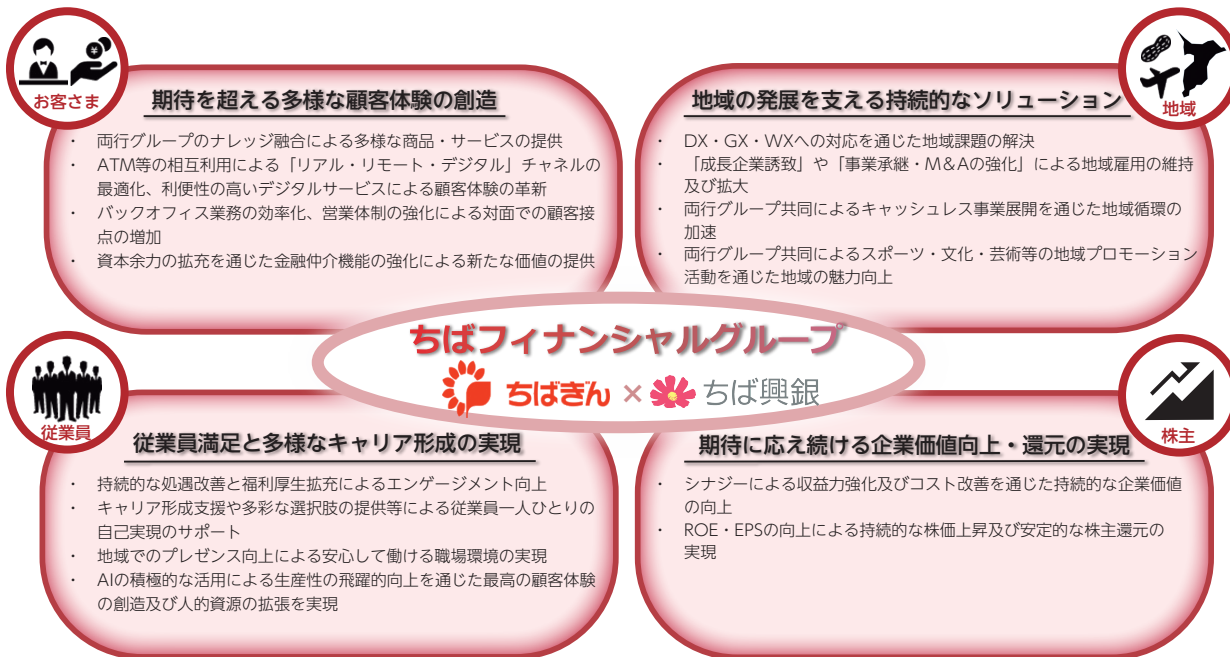
一人ひとりの思いを、もっと実現できる
地域社会にする 

パーパス（存在意義）

いちばん近くで、いちばん先まで。
千のしあわせを、興そう。 

「信頼と尊重の2ブランド」による地域金融力の強化

お互いが築き上げてきた価値観やステークホルダーとのリレーションを信頼・尊重しつつ、
地域における両行の役割発揮を高め合うことにより、ともに地域金融力を強化する



今後のスケジュール	
2026年 3月25日	経営統合に関する最終合意
2026年 9月30日 (予定)	株式移転計画書の策定
2026年12月23日 (予定)	両行臨時株主総会開催 (基準日2026年 9月30日)
2027年 3月30日 (予定)	両行株式上場廃止
2027年 4月 1日 (予定)	持株会社設立 (効力発生日) 及び株式上場

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	15,424,491	15,951,614	16,268,796	16,851,456
定期性預金	3,466,664	3,350,125	3,427,353	3,905,108
その他	11,957,826	12,601,488	12,841,443	12,946,347
社 債	110,038	120,792	44,831	47,955
貸 出 金	12,153,618	12,768,009	13,233,344	14,147,744
個人向け	4,089,597	4,213,987	4,312,341	4,569,386
中小企業向け	5,781,563	6,115,109	6,381,581	6,761,197
その他	2,282,456	2,438,911	2,539,421	2,817,160
特定取引資産 (トレーディング資産)	151,783	11,345	15,414	22,027
特定取引負債 (トレーディング負債)	8,740	6,276	9,435	19,347
有 価 証 券	2,554,340	2,876,803	3,162,013	3,470,156
国 債	284,858	420,373	688,891	915,975
その他	2,269,482	2,456,429	2,473,121	2,554,180
総 資 産	19,680,697	21,212,100	21,530,580	21,111,793
内 国 為 替 取 扱 高	79,589,527	81,004,571	84,500,432	91,807,805
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 5,912	百万ドル 5,194	百万ドル 5,595	百万ドル 6,032
経 常 利 益	81,753	86,081	105,025	134,548
当 期 純 利 益	58,127	60,571	74,231	92,342
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	79円58銭	83円94銭	104円13銭	131円30銭
信 託 財 産	13,577	15,688	17,011	18,057
信 託 報 酬	122	93	84	81

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	278,377	310,742	362,179	445,037
経常利益	86,983	90,262	107,506	138,815
親会社株主に帰属する当期純利益	60,276	62,440	74,259	94,063
純資産額	1,061,115	1,181,503	1,145,190	1,257,300
総資産	19,778,005	21,308,721	21,631,292	21,211,781

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当年度末
使用人数	4,202人
平均年齢	38年10月
平均勤続年数	14年9月
平均給与月額	482千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員18人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当年度末	
			店	うち出張所
千	葉	県	158	(17)
東	京	都	17	(2)
埼	玉	県	3	(—)
茨	城	県	4	(—)
大	阪	府	1	(—)
国	内	計	183	(19)
米		州	1	(—)
欧		州	1	(—)
ア	ジ	ア	2	(—)
海	外	計	4	(—)
合		計	187	(19)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

		当年度末
両	替出張所 (成田空港)	3か所
海	外駐在員事務所	2か所
店	舗外現金自動設備	52,329か所

ロ. 当年度新設営業所

当年度において、新設した営業所はありません。

(注) このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設		
当行A T M		4か所
セブン銀行との提携による共同A T M		1,003か所
イーネットとの提携による共同A T M		213か所
ローソン銀行との提携による共同A T M		414か所
○店舗外現金自動設備の廃止		
当行A T M		11か所
セブン銀行との提携による共同A T M		451か所
イーネットとの提携による共同A T M		228か所
ローソン銀行との提携による共同A T M		244か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5. 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	15,774
---------	--------

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	7,586
事務機	822
営業店施設	1,439

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社総武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管理 及び調度品・消耗品等 の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株式会社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
エッジテクノロジー 株式会社	東京都千代田区神田 美倉町7番1	AIアルゴリズム事業	98	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉県稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信 用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんカード 株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	100	48.49	—
ちばぎんリース 株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は6社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他13社、合計63社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、株式会社群馬銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。
13. ソニー銀行株式会社との間で、業務提携に関する「基本合意書」を締結しております。

7. 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
米本 努	取締役頭取（代表取締役・グループCEO） 監査部、経営改善室 担当		
山崎 清美	取締役専務執行役員（代表取締役・グループCBO） 営業本部長 営業統括部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部、市場営業部、市場業務部 担当		
淡路 睦	取締役専務執行役員（代表取締役・グループCSuO） サステナビリティ推進部、広報部、経営管理部、地方創生部 担当	成田国際空港株式会社 取締役（社外取締役）	
牧之瀬 孝	取締役常務執行役員（グループCSO） 経営企画部、グループ戦略部 担当		
小野 雅康	取締役常務執行役員（グループCRO） 管理本部長 コンプライアンス・リスク統括部 担当		
高山 靖子	取締役（社外取締役、取締役会議長）	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	
木内 登英	取締役（社外取締役、指名・報酬・経営諮問委員長）		
吉澤 亮二	取締役（社外取締役）		
鍋嶋 麻奈	取締役（社外取締役）	株式会社和喜愛愛 代表取締役 株式会社ニチレイ 取締役（社外取締役）	
福尾 博永	常勤監査役		
斎藤 千草	常勤監査役		
高橋 経一	常勤監査役（社外監査役）		
穴澤 幸男	監査役（社外監査役）		
松岡 幸子	監査役（社外監査役）	松岡幸子公認会計士事務所 公認会計士 株式会社アートネイチャー 取締役（社外取締役）	

- (注) 1. 2025年6月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、取締役田島優子及び監査役菊地和博、高橋渡は任期満了により退任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役高山靖子、木内登英、吉澤亮二、鍋嶋麻奈及び監査役高橋経一、穴澤幸男、松岡幸子を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役鍋嶋麻奈の戸籍上の氏名は、床井麻奈であります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
小高信和	常務執行役員 市場営業担当 市場営業部、市場業務部 担当
俣木洋一	常務執行役員 県内営業担当 営業統括部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
泉京太	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部 担当
田中一成	常務執行役員 (グループCIO) 事務企画部、システム部、業務集中部、事務サービス部 担当
三上幸男	常務執行役員 県外営業担当 営業統括部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
宮内政樹	常務執行役員 本店営業部長 兼 本店営業部幸町特別出張所長
今井敦司	常務執行役員 (グループCHRO) 人材育成部、秘書室 担当
柴田秀樹	常務執行役員 (グループCDO) デジタル戦略部 担当
伊藤信一	常務執行役員 経営企画部長
三岡弓子	執行役員 事務サービス部長
古本賢隆	執行役員 成田支店長
寺内亮祐	執行役員 中央支店長 兼 京成駅前支店長
大西達也	執行役員 グループ戦略部長
官澤太郎	執行役員 (特命担当)
齊藤成	執行役員 東京営業部長
伊藤誠	執行役員 人材育成部長
西坂良訓	執行役員 システム部長
松岡宏明	執行役員 事務企画部長

氏名	地位及び担当
松本啓希	執行役員（ちばざんキャピタル株式会社取締役社長）
坂本誠	執行役員 法人営業部長

（注）常務執行役員 俣木洋一、三上幸男は2026年3月31日をもって辞任しております。

2. 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭としての固定基本報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、金銭としての固定基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。

金銭としての業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。

非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給するものとする。固定株式報酬の付与数は、役位毎の責任の重さに応じて決定するものとし、業績連動株式報酬の付与数は、業績目標の達成度合いに応じて決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝70：10：10：10とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

また、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し報酬の全部または一部の没収（マルス）、返還請求（クローバック）ができる制度を設ける。

〔ご参考〕役員報酬制度の一部改定について

当行では、2026年3月23日開催の取締役会において、2026年6月以降の取締役等に対する報酬制度の一部改定について決議しております。主な改定内容は以下のとおりです。

- 役員報酬と会社業績との連動性を強化すべく、業績連動報酬の割合を引き上げることで、株主の皆さまとの価値共有を一層進めてまいります。
- 金銭としての業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に加えて、当行の中期経営計画に定める業績目標達成に対する意識を高めることを目的とした個人評価を勘案し算出された額を賞与として毎年一定の時期に現金報酬として支給いたします。
- 責任の重さを考慮し、取締役と執行役員の役位別報酬構成比率を採用いたします。

取締役の報酬構成比率は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝60：20：10：10といたします。

執行役員の報酬構成比率は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝65：15：10：10といたします。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	賞与	非金銭報酬等	非金銭報酬等
			(非業績連動)	(業績連動)	(非業績連動)	(業績連動)
取 締 役	10人	391	295	33	33	29
監 査 役	7人	113	113	—	—	—
計	17人	504	408	33	33	29

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2025年6月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
3. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、賞与を支給することとしております。賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案のうえ、算出した額を、毎年一定の時期に現金報酬として支給します。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は940億円となりました。
4. 非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式を交付することとしております。譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額140百万円以内、発行または処分される当行の普通株式の総数は年500,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役は4名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
7. 取締役会は、取締役頭取（代表取締役・グループCEO）米本努に対し各取締役の基本報酬、賞与及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。
8. 業績連動株式報酬について、2025年度は制度導入後、初めて業績評価を反映した株式報酬の付与を実施しました。当該付与にあたっては、中期経営計画に定める業績目標との整合性や制度趣旨を踏まえ、当該制度が中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして適切に機能しているかについて、指名・報酬・経営諮問委員会において確認しております。加えて、業績連動株式報酬の算定にあたっては、中期経営計画に定める財務指標および非財務指標の達成状況を総合的に評価しております。具体的には、収益性等の財務指標に加え、「顧客エンゲージメント」「従業員エンゲージメント」「リーダー職以上女性比率」「カーボンニュートラル」「地域社会の脱炭素支援」に関する取組みを評価対象とし、これらの達成度を踏まえ、全体の業績評価係数を算出しております。当該事業年度における評価の結果、業績評価係数は100%となりました。なお、業績評価係数は、指名・報酬・経営諮問委員会の審議を踏まえ、各業績指標の達成状況を総合的に勘案して決定しております。

3. 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高山靖子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
木内登英	
吉澤亮二	
鍋嶋麻奈	
高橋経一	
穴澤幸男	
松岡幸子	

4. 補償契約

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間において、当行の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
高山靖子	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員 (社外取締役)	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
鍋嶋麻奈	株式会社和喜愛愛 代表取締役	開示すべき関係はありません。
	株式会社ニチレイ 取締役 (社外取締役)	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
松岡幸子	松岡幸子公認会計士事務所 公認会計士	開示すべき関係はありません。
	株式会社アートネイチャー 取締役 (社外取締役)	開示すべき関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高山靖子	10年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木内登英	5年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
吉澤亮二	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	金融経済に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、格付アナリストとしての幅広い知見を基に、資本戦略やリスク管理等について適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
鍋嶋麻奈	9か月	社外取締役就任後開催の取締役会13回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、グローバルな金融機関経営に関する幅広い知見を基に、顧客体験を重視した営業戦略について適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高橋経一	4年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会15回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
穴澤幸男	9か月	社外監査役就任後開催の取締役会13回すべてに、また監査役会12回すべてに出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
松岡幸子	9か月	社外監査役就任後開催の取締役会13回すべてに、また監査役会12回すべてに出席しております。	公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が4回ありました。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10人	120	—

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上表には、2025年6月27日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名及び監査役2名を含んでおりません。

4. 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 2,500,000千株
 発行済株式の総数 775,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当年度末株主数

50,496名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 98,636	% 14.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	33,670	4.82
日本生命保険相互会社	26,870	3.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	23,154	3.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	20,384	2.92
住友生命保険相互会社	18,302	2.62
明治安田生命保険相互会社	17,842	2.55
第一生命保険株式会社	14,404	2.06
JP MORGAN CHASE BANK 385781	12,869	1.84
損害保険ジャパン株式会社	11,937	1.71

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (77,676千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数（人）	譲渡制限付株式数（株数）
取締役（社外取締役を除く）	5	413,209
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）上記株式の数には、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式148,200株が含まれております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	598	(注2) (注3) (注4) (注5)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 川 宏		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 新 一		

- （注）
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であり、
なお、当該業務に係る報酬等は13百万円であります。
 - 当該事業年度に係る報酬等には、株式会社千葉興業銀行との経営統合に伴い、米国証券法に基づき提出する登録申請書様式F-4に関する連結財務諸表にかかる監査報酬500百万円が含まれております。
 - 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は631百万円であります。
 - 当行は、上記報酬等の額以外に、当事業年度中に前事業年度に係る追加報酬として10百万円を支払っております。
 - 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 補償契約

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

1. 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「千葉銀行グループの企業行動指針」や「役職員行動指針」を含む「コンプライアンス規程」を定め、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
 - ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。また、マネー・ローンダリング等を防止するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融及びその他経済制裁違反防止に関する基本規程」を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。
 - ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
 - ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
 - ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
 - ヘ. お客さまの利益を不当に害することがないよう「顧客の保護及び利便の向上に関する基本規程」を制定し、利益相反を適切に管理する体制を整備する。

- ト. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
- チ. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行グループ全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、当行グループのリスク管理体制を整備する。
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的に当行グループのリスク管理に関する報告を受ける。
- ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。
- 二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役会において当行グループの中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。
ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。
- ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。
- 二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。
- ⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行グループ会社に対する管理方法等、グループ運営の基本的な枠組みを記載した「グループ会社管理規程」を定め、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するなど、一体的な管理体制を整備する。
ロ. 当行のグループ戦略部は各社を統括し、グループ会社業務所管部署は所管する各社に関する事項の企画・推進・支援並びにリスク管理を行い、グループ管理部署は所管する業務について各社横断的に管理する。さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。
- ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、「事前協議・報告制度」に基づき、グループ戦略部を通じ当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員がグループ統括委員会、グループ推進会議等を通じて定期的に意見交換を行い、各社の経営状況の把握、管理・監督を強化する。

- 二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。
- ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。
- ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。
- ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当行及び各社の役職員は、当行または各社に法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し、または通報を受けたときは、直ちに監査役会または監査役に報告する。
- ロ. 前項に関わらず、監査役会は必要に応じて、当行または各社の役職員に対して報告を求めることができる。
- ハ. 監査役会に前項イ及びロの報告を行った当行または各社の役職員に対し、不利益な取扱いを行わないこととする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。
- ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。
- ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行
- 当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。当行グループは、「グループチーフオフィサー（以下「CxO」）制」を導入しており、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてCxOを配置することでグループ統一的な経営管理体制を構築しております。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を8回開催し、中期経営計画策定、経営統合、AIを含めたデジタル戦略、人材戦略など重要な業務執行や業務改善命令を踏まえた業務改善計画の進捗状況の報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。さらに、取締役会の運営においては、取締役会実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役会合宿を実施しました。あわせて、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計48回開催し、取締役の職務の執行に関する事項等を幅広く協議しております。引き続き、社外取締役を議長とする体制の下、透明性・客観性を確保した運営を行うとともに、経営課題に関する議論の深化や意思決定プロセスの高度化に努め

ております。これらの取組みを通じて、取締役会は当行グループの中長期的な企業価値向上及び価値創造ストーリーの実現に向け、成長戦略および経営資源の適切な配分を含む重要事項について審議・決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。なお、人材についても重要な経営資源の一つと位置付け、人材戦略に関し、経営戦略との整合性や施策の方向性を確認しつつ、取締役会において継続的な議論・監督を行っています。(基本方針①、②、③、④)

② コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で年度毎に策定、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融及びその他経済制裁違反防止対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。このほか、「ちばぎんグループコンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、グループ内外に設置している内部通報窓口の態勢整備を行い、通報者等への不利益な取扱いの禁止について継続的に周知するなど、通報者保護ルールを適切に運用しております。なお、パーパス・ビジョンをしっかりと組織に浸透・定着させるため、「エンゲージメントサーベイ」及び「コンプライアンスアンケート」を各2回実施し、各職員への浸透・定着度合いの検証と課題の発見・改善策の継続的な実施につなげております。さらに、監査において組織横断的に浸透・定着しているかの検証を継続しています。あわせて、監査部の活動状況について半期毎に経営会議、取締役会へ報告を継続し、コンプライアンスに関する監査を強化しています。(基本方針①イ～ハ、チ)

③ リスク管理体制

当行グループは、足下のリスク認識を踏まえ、「リスクマップ」等を毎年見直しトップリスクの選定を行っております。2025年度は13のトップリスクを選定し、各トップリスクについて、各グループCxOがリスクオーナーとなり、アラームポイントの設定やアクションプランの作成を行うなど、適切に管理しました。また、「ALM委員会」「リスク管理委員会」等によりリスク毎の対応方針を協議しております。さらに、「苦情・要望・問い合わせ」等のお客さまの声の分析結果を改善策とともに経営会議、取締役会へ継続的に報告するなど、リスク認識の高度化と態勢強化に取り組んでおります。あわせて、「ちばぎんグループAIポリシー」及び「AIリスク管理規程」を制定、AIリスク管理体制を構築しました。被監査部門から独立した監査部が、本部、営業店及びグループ会社等の内部監査を実施し、内部監査結果、指摘事項等を毎月「内部監査委員会」及び取締役会へ報告しているほか、監査部長は経営会議やその他の重要な委員会等にオブザーバー参加し、リスク管理に関する情報を収集し監査計画に反映するよう実効的な監査を実施しております。その他、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、及びサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取締役会へ報告しております。また、システム部内に「サイバーセキュリティ管理室」を新設し、「金融庁サイバーセキュリティに関するガイドライン」対応等にかかるロードマップを策定、サイバーリスク管理態勢強化に努めました。危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施したほか、休日にATM全面障害が発生した場合に備えた初動にかかる通信訓練、大型台風襲来時を想定した風水害訓練を行いました。(基本方針③イ、ロ、二)

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

CxOを所管分野の責任者として配置することで、グループ統合的な経営管理体制としております。

「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行監査部による監査の実施等に加え、グループ会社「事前協議・報告制度」に基づき、重要な業務執行等について、当行へ協議・報告を行うことなどにより、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。グループ共通で適用すべき基本方針やルールについては、銀行がグループ統一的に定める「グループ共通規程」へ移行する取組みを進め、グループ・ガバナンスの一層の強化を図っております。また取締役会において、グループ全体の経営資源配分やリスク管理の一体的な議論を行ったほか、経営統合を見据えたガバナンスの在り方を議論するなどグループ運営の高度化を進めました。なお、2024年度に開始した当行監査部によるグループ会社の固有業務を重点的に検証する監査を2025年度においても継続し、各社固有のリスクについて、各社の監査役との連携を図りながら、深掘りして検証する態勢を整備しております。また、当行の常勤監査役が各社の監査役に就任し、業務監査を実施するとともに、グループ会社の役員および職員との面談を通じて、必要に応じたフィードバックを行うなど、グループ・ガバナンスの実効性向上に努めております。各社の経営状況や諸課題を把握することを目的として「グループ統括委員会」を、銀行・グループ間のさらなる連携による相乗効果を発揮することを目的として「グループ推進会議」をそれぞれ2回開催しました。あわせて、各CxOがグループ会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、個社ごとの業務執行状況や課題を把握することで、全体最適の観点から経営の高度化を図り、グループ一体経営の強化に取り組みました。また、所管するグループ会社に関する事項の企画・推進・支援等を行う業務所管部と、リスクや経営資源配分など所管する業務についてグループ横断的に管理する体制を、「グループ戦略部」が統括し、グループ・ガバナンスの高度化を進めています。(基本方針⑤)

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の機関設計を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、CxOとの個別意見交換会の実施、本部・支店（海外支店含む）・グループ会社への往査、グループ監査役会議の実施を通じて、グループ・ガバナンスの視点からも、客観的かつ合理的な監査を実施しております。社外監査役を含む監査役が現場への往査を積極的に実施し、業務運営の実態やリスクの把握を一層強化することで、監査の実効性向上につなげております。さらに、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、「内部監査委員会」において、監査部から監査結果等について定期的に直接報告を受ける仕組みを構築するとともに、三様監査連絡会等の開催などによる緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、業務執行者から独立した監査役室を設置し、監査役室職員がこれらの役割を担うことで、監査役への迅速な報告および連絡、並びに緊密な連携を確保しております。(基本方針①ト、③ハ、⑥、⑦、⑧)

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

1. 責任限定契約

該当事項はありません。

2. 補償契約

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

計算書類等

第120期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	2,674,547
現金	98,804
預け金	2,575,743
コールローン	306,014
債券貸借取引支払保証金	3,782
買入金銭債権	19,033
特定取引資産	22,027
商品有価証券	4,037
商品有価証券派生商品	1
特定金融派生商品	17,989
有価証券	3,470,156
国債	915,975
地方債	213,457
社債	324,018
株式	382,138
その他の証券	1,634,565
貸出金	14,147,744
割引手形	3,518
手形貸付	87,253
証書貸付	12,908,096
当座貸越	1,148,876
外国為替	6,781
外国他店預け	5,622
取立外国為替	1,158
その他資産	301,368
前払費用	735
未収収益	25,050
先物取引差入証拠金	8,228
先物取引差金勘定	14
金融派生商品	187,338
金融商品等差入担保金	25,824
その他の資産	54,176
有形固定資産	120,352
建物	49,798
土地	56,444
建設仮勘定	4,998
その他の有形固定資産	9,111
無形固定資産	20,053
ソフトウェア	13,394
その他の無形固定資産	6,659
前払年金費用	29,171
支払承諾見返	20,627
貸倒引当金	△29,867
資産の部合計	21,111,793

科 目	金 額
負債の部	
預金	16,851,456
当座預金	324,053
普通預金	11,992,620
貯蓄預金	302,363
通知預金	3,364
定期預金	3,905,108
その他の預金	323,945
譲渡性預金	242,316
コールマネー	415,244
売現先勘定	63,045
債券貸借取引受入担保金	192,214
特定取引負債	19,347
売付商品債券	3,733
特定取引有価証券派生商品	15
特定金融派生商品	15,598
借入金	1,687,953
外国為替	882
売渡外国為替	54
未払外国為替	827
社債	47,955
信託勘定借	17,970
その他負債	339,054
未決済為替借	22
未払法人税等	23,468
未払費用	23,489
前受収益	4,187
金融派生商品	168,888
金融商品等受入担保金	64,938
資産除去債務	5
その他の負債	54,054
睡眠預金払戻損失引当金	213
ポイント引当金	674
繰延税金負債	47,275
再評価に係る繰延税金負債	10,420
支払承諾	20,627
負債の部合計	19,956,651
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
資本準備金	122,134
利益剰余金	802,000
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	751,070
固定資産圧縮積立金	347
別途積立金	680,971
繰越利益剰余金	69,752
自己株式	△64,921
株主資本合計	1,004,282
その他有価証券評価差額金	86,088
繰延ヘッジ損益	55,087
土地再評価差額金	9,683
評価・換算差額等合計	150,859
純資産の部合計	1,155,141
負債及び純資産の部合計	21,111,793

第120期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		407,149
資金運用収益	308,790	
貸出金利息	194,141	
有価証券利息配当金	86,484	
コールローン利息	7,740	
債券貸借取引受入利息	85	
預け金利息	16,281	
その他の受入利息	4,056	
信託報酬	81	
役員取引等収益	60,226	
受入為替手数料	8,264	
その他の役員収益	51,962	
特定取引収益	631	
商品有価証券収益	148	
特定金融派生商品収益	482	
その他業務収益	6,119	
外国為替売買益	3,891	
国債等債券売却益	750	
金融派生商品収益	1,477	
その他経常収益	31,301	
償却債権取立益	1,930	
株式等売却益	28,033	
その他の経常収益	1,336	
経常費用		272,601
資金調達費用	110,781	
預金利息	52,227	
譲渡性預金利息	9,228	
コールマネー利息	4,791	
売現先利息	2,264	
債券貸借取引支払利息	8,588	
借入金利息	3,111	
社債利息	642	
金利スワップ支払利息	25,306	
その他の支払利息	4,619	
役員取引等費用	28,078	
支払為替手数料	1,487	
その他の役員費用	26,590	
特定取引費用	35	
特定取引有価証券費用	35	
その他業務費用	20,736	
国債等債券売却損	19,288	
国債等債券償却	1,447	
営業経費	97,791	
その他経常費用	15,177	
貸倒引当金繰入額	4,379	
貸出金償却	7,078	
株式等売却損	567	
株式等償却	465	
その他の経常費用	2,686	
経常利益		134,548

第120期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		2,903
固定資産処分損	371	
減損損失	2,531	
税引前当期純利益		131,649
法人税、住民税及び事業税	39,818	
法人税等調整額	△511	
法人税等合計		39,307
当期純利益		92,342

第120期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	2,680,390
コールローン及び買入手形	306,014
債券貸借取引支払保証金	3,782
買入金銭債権	21,019
特定取引資産	22,998
金銭の信託	5,900
有価証券	3,491,819
貸出金	14,082,336
外国為替	6,781
その他資産	396,141
有形固定資産	127,123
建物	52,256
土地	59,413
建設仮勘定	4,998
その他の有形固定資産	10,454
無形固定資産	28,001
ソフトウェア	13,506
のれん	7,839
その他の無形固定資産	6,655
退職給付に係る資産	49,139
繰延税金資産	2,470
支払承諾見返	23,361
貸倒引当金	△35,498
資産の部合計	21,211,781

科 目	金 額
負債の部	
預金	16,830,424
譲渡性預金	180,766
コールマネー及び売渡手形	415,244
売現先勘定	63,045
債券貸借取引受入担保金	192,214
特定取引負債	19,347
借入金	1,694,463
外国為替	882
社債	47,955
信託勘定借	17,970
その他負債	397,378
退職給付に係る負債	577
役員退職慰労引当金	206
睡眠預金払戻損失引当金	213
ポイント引当金	708
特別法上の引当金	23
繰延税金負債	59,277
再評価に係る繰延税金負債	10,420
支払承諾	23,361
負債の部合計	19,954,480
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
利益剰余金	874,340
自己株式	△64,921
株主資本合計	1,076,621
その他有価証券評価差額金	102,209
繰延ヘッジ損益	55,087
土地再評価差額金	9,683
退職給付に係る調整累計額	13,698
その他の包括利益累計額合計	180,678
純資産の部合計	1,257,300
負債及び純資産の部合計	21,211,781

第120期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		445,037
資金運用収益	305,457	
貸出金利息	193,700	
有価証券利息配当金	83,489	
コールローン利息及び買入手形利息	7,740	
債券貸借取引受入利息	85	
預け金利息	16,324	
その他の受入利息	4,117	
信託報酬	81	
役務取引等収益	68,688	
特定取引収益	626	
その他業務収益	6,156	
その他経常収益	64,027	
償却債権取立益	1,984	
その他の経常収益	62,043	
経常費用		306,222
資金調達費用	110,699	
預金利息	52,213	
譲渡性預金利息	9,102	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,791	
売現先利息	2,264	
債券貸借取引支払利息	8,588	
借用金利息	3,158	
社債利息	642	
その他の支払利息	29,938	
役務取引等費用	26,263	
特定取引費用	35	
その他業務費用	20,736	
営業経費	104,888	
その他経常費用	43,598	
貸倒引当金繰入額	4,618	
その他の経常費用	38,980	
経常利益		138,815
特別利益		400
固定資産処分益	400	
特別損失		3,104
固定資産処分損	570	
減損損失	2,534	
税金等調整前当期純利益		136,111
法人税、住民税及び事業税	42,342	
法人税等調整額	△295	
法人税等合計		42,047
当期純利益		94,063
親会社株主に帰属する当期純利益		94,063

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 新一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は2026年3月25日に開催した取締役会において、株式会社千葉興業銀行と共同株式移転の方式により共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 新一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は2026年3月25日に開催した取締役会において、株式会社千葉興業銀行と共同株式移転の方式により共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、経営統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告（業務改善計画に対する施策への取組状況を含む）及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	福 尾 博 永	Ⓔ
常勤監査役	斎 藤 千 草	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	高 橋 経 一	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	穴 澤 幸 男	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	松 岡 幸 子	Ⓔ

以 上

ご参考：政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式の保有に関する基本方針

当行では、政策保有株式については、地域金融機関として取引先等との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資する等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。

上場株式にかかる定量的な保有効果については、RORA (Return on Risk-weighted Assets：リスクアセット利益率)、RAROA (Risk Adjusted Return on Asset：リスク調整後利益率) 等を用いて判断しております。取締役会は、保有意義の妥当性について毎年個別銘柄毎に経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通しを踏まえ、検証しております。

2. 政策保有目的で当行が保有する株式の推移、及び連結純資産に対する比率

当事業年度も縮減活動を進めた結果、2026年3月末時点で政策保有株式の貸借対照表計上額（時価）は2,242億円となり、資本合計（連結純資産）に占める割合は17.83%となりました。

なお、当行は前事業年度まで、政策保有株式に関係会社株式*を含めて開示を行っておりましたが、法令上、関係会社株式は投資株式に該当せず、関係会社株式を政策保有株式に含めないことが適切であると考えられることや、当行の成長戦略に基づく投資（M&A等）により、議決権の20%以上を取得して関係会社株式となった株式についても政策保有株式に含めた形で整理すると、政策保有株式の縮減方針に基づく当行の取組状況が分かりづらくなるおそれもあると考えられることから、当事業年度より関係会社株式を除外した数値をもとに開示しております。

当事業年度の基準で組み替え（政策保有株式比率は再計算）した過年度の数値については、次頁の通りとなります。

当行では政策保有株式の具体的な縮減目標として、中期経営計画期間の終了時（2029年3月末）までに、株価上昇による時価変動にも注視しつつ、政策保有株式（単体・時価）の連結純資産に占める割合を15%未満とする方針です。

※当行では、当行が議決権を20%以上有する会社の株式を関係会社株式と整理しております。なお、当行は、2026年3月25日付で経営統合にかかる最終契約を株式会社千葉興業銀行との間で締結し、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を設立することを予定しておりますが、当事業年度末時点において、株式会社千葉興業銀行の株式に対する当行の議決権比率は20%未満であり、関係会社株式には該当しません。

政策保有株式の保有状況

	2021年3月末		2022年3月末		2023年3月末		2024年3月末		2025年3月末		2026年3月末	
	銘柄数	残高 (億円)	銘柄数	残高 (億円)	銘柄数	残高 (億円)	銘柄数	残高 (億円)	銘柄数	残高 (億円)	銘柄数	残高 (億円)
保有株式合計	291	2,440	268	2,212	248	1,999	221	1,901	213	1,788	195	2,242
うち上場株式	167	2,394	147	2,167	126	1,952	100	1,854	93	1,741	78	2,176
うち非上場株式	124	45	121	45	122	46	121	46	120	46	117	65
政策保有株式比率	23.42%		20.89%		18.84%		16.09%		15.61%		17.83%	
関係会社株式 (参考)	15	106	17	112	17	112	20	114	21	209	21	205
政策保有株式比率 関係会社含む (参考)	24.45%		21.95%		19.90%		17.06%		17.45%		19.46%	

